

防災・減災対策の推進について

平成30年7月豪雨においては、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、多くの住宅や公共インフラのほか、農林水産業や商工業等に甚大な被害が生じた。

被災地においては、現在、復旧・復興に向けて官民が総力を挙げて取り組んでいるが、全面的な復旧・復興にはまだまだ時間と費用が必要である。

また、発生確率が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

加えて、豪雪、暴風・波浪等による災害も相次いで発生しており、こうした事態への対応も必要とされている。

現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、国と地方が一体となってハード・ソフト両面で強靱化対策に全力で取り組んでいるところであるが、抜本的な治水・治山対策や災害に強い道路ネットワークの構築など、地域の状況に応じた国土強靱化対策としては、なお十分とは言えない。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民の生命や財産を守るため、以下の事項について強く要請する。

I 強靱な国土づくり

- 1 あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、河川改修や堆積土砂の除去といった治水対策、高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等に関し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が創設されたところであるが、引き続き、地方が取り組む緊急対策について必要な予算を確保すること。

また、3か年の緊急対策後も防災・減災対策を着実に推進するため、必要な財源を安定的に確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるとともに、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大、緊急自然災害防止対策事業債の継続など、起債制度の拡充を含めて必要な財政措置を講じること。

加えて、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかき上げを行うなど財政支援をより一層拡充するとともに、地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことのできる新しい財政支援制度を創設すること。

- 2 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。また、上水道施設については、浄水機能を担う機器等を応急的に提供できる体制整備等の対応策を講じること。

加えて、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など、必要な取組を強化すること。

Ⅱ 平成30年7月豪雨災害を受けての要望

- 1 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の重点配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分や起債の特例措置など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算を確保すること。
- 2 「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置されたグループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援等について、複数年にわたり継続的に対応すること。
また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給や保証料補助等に対する財政措置を講じること。
さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援を行うなど、観光客誘致のための取組を強化すること。
- 3 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開に向けて、農林地や農林道・水路、生産施設・機械、共同利用施設、侵入防止柵等の復旧について必要な支援を行うとともに、特に被害の大きい柑橘樹園地等の復興を図るために継続的な支援を行うこと。
- 4 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。
また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。
- 5 被災した警察施設、交通安全施設の復旧について、積極的な財政支援を行うこと。
- 6 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置している「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」の運営費用に対して財政措置を継続すること。
- 7 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや環境の改善、また学習支援の充実等を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、学習サポート等を行う教育活動支援員の配置、心理検査の実施等

に係る財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人による授業料の軽減等の取組に関して、より一層の財政措置を講ずること。

- 8 住民に災害から命を守るための行動を促すためには、「施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生する」ものへと住民の意識を変換していく必要がある。

このため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化すること。

- 9 国が定めた「避難勧告等に関するガイドライン」の見直しに基づき、住民の適切な避難行動を促すための地方自治体の取組に対する新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

特に、市町村防災行政無線の高性能スピーカーへの改修や戸別受信機の配置など情報伝達手段の整備に対して重点的に支援を行うこと。

また、「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルについて、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

- 10 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するとともに取引時の説明を義務付けるため、市町村が作成したハザードマップに関する情報を宅地建物取引業法における重要事項説明の項目として位置付けるよう法令の改正を行うこと。

- 11 大雨特別警報等の防災気象情報の精度向上を早期に実現するとともに、避難情報の発令を迅速に行うため、地方自治体への防災気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。

具体的には、局地豪雨や竜巻等による突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測体制の強化を図ること。

また、夜間・早朝に立退き避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

- 12 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、平成30年7月豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

なお、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入等に要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

また、災害復旧事業や福祉・保健分野における被災者へのきめ細かな支

援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員の中長期的な派遣を円滑に行うための体制整備に取り組むこと。

- 13 平成30年7月豪雨災害をはじめとする豪雨災害が近年、頻発化・激甚化し、社会的な損失や復旧費用が増大していることを踏まえ、災害が発生する前の抜本的な治水対策と土砂災害対策、いわゆる「事前防災」を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講じること。

Ⅲ 地震をはじめとする大規模災害への対策強化

- 1 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む。）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。
- 2 南海トラフ地震臨時情報を活かし、住民の命を守るために、事前避難における災害救助法の適用対象を半割れケースにおける沿岸部以外にも拡充するなど、地方の財政負担の一層の軽減を図ること。また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」については、後発地震も想定したものとなるよう、各県の意見も反映させながら早期の見直しを行うこと。
- 3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化を加速すること。
特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置を行うこと。
また、避難所としての役割を担う施設について、バリアフリー化等の機能やクーラー設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。
- 4 住民の信頼を損なう免震・制振用ダンパー不適合について、不適合製品の交換が速やかに実施されるよう、国としても責任をもって業者を指導すること。
- 5 石油精製・元売会社系列以外の中小事業所が設置している油槽所や、ガス事業者が設置している施設の耐災化を推進するため、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業費」や「高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強支援事業費補助金」について、令和元年度までとなっている事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を図ること。
あわせて、地方自治体による防護柵整備等の津波対策を促進するため、

当該補助事業の対象とすること。

- 6 防災組織の実情に応じた防災訓練の実施や、地区防災計画の策定など、自主防災組織の活動の活性化をはじめ、活動の核となる防災士の育成等に関する必要な支援を行うこと。
- 7 医療機関の耐震化や高台移転、資機材のほか非常用電源設備や給水設備の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCPや避難確保計画の策定促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政支援や技術的支援を一層充実、強化すること。
- 8 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）の整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率のかさ上げ等も含め必要な措置を講じること。
特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃貸に係る費用に対して特段の財政措置を講じること。
- 9 南海トラフ地震等の甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム数を増やし、災害急性期に大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。
また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。
- 10 大規模災害時における被災地の支援について、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において新たな制度を検討・創設すること。特に、平成28年の鳥取県中部地震の際には、被災者一人ひとりの事情に応じた生活復興プランを策定し、行政機関と地域のNPO法人や弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等が協力しチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が被災者の生活復興に大きな効果を挙げたことから、この仕組みについて国が主導して制度化すること。
- 11 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であることから、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限にするためには、総合防災システム、被災者台帳システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化が非常に有効である。ついては、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。
また、物資調達・輸送調整等支援システムについては、都道府県と市町

村が連携して円滑に運用できるよう改善を図ること。

- 12 災害警備活動においては、車両、ヘリコプターの燃料や救出救助用資機材等多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、国庫補助の対象となっていない災害警備活動要員や後方支援要員の超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講ずること。

加えて、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、警備活動等に必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

- 13 国の「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（案）」においては、消防防災ヘリコプターの運航体制について、安全対策のため原則2人操縦体制の確保が求められているが、操縦士が不足しており、技量・経験のある優秀な人材の確保が困難な状況である。

そのため、国においても、操縦士志願者の増加策、操縦士資格取得に係る経済的負担の軽減策、操縦士の養成やスキルアップのための育成機関の充実策など根本的な対策を講じた上で、航空業界に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士を育成、確保するための対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するために必要な財政支援を行うこと。

- 14 死者・行方不明者の氏名の公表基準について、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確にしたうえで、全国統一的な公表基準を作成すること。

- 15 検案士の確保が困難な状況であることから、国においても医師会に対して積極的に働き掛けるなどの対策を講じるとともに、遺体安置場所の確保や環境整備等について、計画的に必要な措置を行うこと。

- 16 被災が想定される地域に対し、過去の復興事例を踏まえた助言を行うアドバイザー制度や、高台移転をはじめとする「まちづくり」を総合的に推進する交付金制度を創設するなど、「事前復興」への支援を充実すること。

- 17 企業の防災・減災対策に対する優遇税制等の支援措置を充実するとともに、中小企業に対するBCP（事業継続計画）の必要性についての意識啓発を強化し、その策定・見直しへの支援を行うこと。

- 18 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

また、近年、工場・店舗等の非住家について、罹災証明書が事業者向け補助金等の各種支援制度に必要とされている状況を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

- 19 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

令和元年8月30日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

高速交通ネットワーク及び地域交通の整備・充実について

我が国が直面する少子高齢社会を克服し、持続的な発展を遂げるためには、東京一極集中を是正し、魅力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

そのためには、高速道路や新幹線など、円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速交通ネットワークの構築が必要不可欠である。

また、高速交通ネットワークは、近年各地で頻発する大規模な自然災害発生時において、救助・復旧活動や支援物資の輸送を円滑に行うための重要な役割も担っている。

一方、住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、日常生活や経済活動に欠かすことのできない地方鉄道やバス路線を維持していくことが必要である。

については、中国・四国地方の更なる連携と多様な地域づくりに資する交通ネットワークの整備・充実のため、以下の事項について強く要請する。

I 高速道路ネットワークの整備・促進

1 ミッシングリンクの早期解消

高速道路は、地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興し、地域経済を活性化するために不可欠である。さらに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るための「命の道」とも言うべき重要な社会基盤でもある。

このことは、平成30年7月豪雨において、中国縦貫自動車道及び山陰自動車道が通行止めとなった山陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなどネットワーク効果を発揮する役割を担ったことから明らかである。

その一方、山陰自動車道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高速道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、地域の特色ある発展を支え、災害時における応急対応や支援物資の輸送等に重要な役割を担う高速道路ネットワークの早期整備を図るため、中国・四国地方に依然として多数存在するミッシングリンクの早期解消を図ること。

2 暫定2車線区間の早期4車線化等

対面通行に起因する重大事故の防止や高速道路本来の定時性、速達性の

確保による物流機能の強化、さらに、事故発生時や豪雪を含む大規模災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化を早期に実現する必要がある。このため、4車線化等が実施されることとなった区間について早期整備を図るとともに、付加車線設置の検証路線として選定された路線については、速やかに効果検証を行うこと。

また、4車線化等が行われるまでの当面の対策として、ワイヤロープによる上下線の分離など、安全性を確保するための対策を早急を実施すること。

3 地域高規格道路等の整備促進

高速道路ネットワークと一体となって地域間の交流促進や連携強化、広域的な交通拠点である空港・港湾へのアクセス向上等に資するとともに、大規模災害時には緊急輸送道路や迂回路としての役割も果たす地域高規格道路や主要な国道・地方道について、その整備をさらに促進すること。

4 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成31年4月、物流上重要な道路輸送網を担う高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等について、供用中の3万5千キロメートルの区間が「重要物流道路等」として指定された。

今年度中には事業中及び計画中の路線が指定される予定であるが、指定にあたっては地域の意見を十分に反映するとともに、指定された路線の早期整備が図られるよう、補助制度の拡充・予算の重点配分等による支援を行うこと。

5 道路関連予算の拡大

老朽化が進む道路施設の的確な維持管理と更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保すること。あわせて、全国の中でも道路整備が遅れている中国・四国地方において生産性の高い産業基盤を形成するため、高速道路をはじめとする交通ネットワークの整備を計画的かつ着実に推進できるよう、新たな財源を創設し道路関連予算を拡大すること。

II 高速鉄道ネットワークの整備・促進

高速交通ネットワークを活用した多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、全国各エリアに新幹線を整備することが求められるが、中国・四国地方の新幹線計画は基本計画にとどまっている。

このため、中国・四国における新幹線について、整備計画への早期格上げに向けた調査を実施するための予算措置を行うとともに、在来線の更なる高速化・快適化を図るために必要な建設事業費や車両更新費への新たな財政支援制度を創設するなど、高速鉄道ネットワークの整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

III 地域交通の維持・確保等

1 地域公共交通網の維持・確保・充実

地方の鉄道やバス路線等の地域公共交通網は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない生活に密着した大切な移動手段であることから、採算性のみには捉われず、地域公共交通網を維持・確保及び充実させるための施策を講ずること。

2 中山間地域における交通手段の維持・確保

近年、人口減による利用者減、ドライバー不足等によりバス事業者等の撤退、路線の縮小が顕著となってきていることから、住民の移動手段を維持・確保し、中山間地域においてもいつまでも安心して住み続けられるよう、これまでのバスを中心とした支援だけではなく、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通の維持・確保策に対する財政支援を拡充すること。

3 海上輸送網の機能充実

海上輸送網については、国際競争力強化に向けた物流の効率化や大規模災害発生時の海上輸送機能維持のため、整備が不十分な日本海側をはじめ、瀬戸内海、四国地域における海上輸送拠点港の機能充実・強化を図ること。

令和元年8月30日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

地域経済の活性化に向けた観光振興について

中国・四国地方は、日本海、瀬戸内海及び太平洋と、中国山地及び四国山地の3海2山を始めとする豊かな自然環境や景観に恵まれており、伝統芸能、食文化及び日本遺産・世界遺産等も含め、国内外に誇れる多くの地域資源を有している。

一方、中国・四国地方の訪日外国人旅行者の全国の宿泊者数に占める割合は3.3パーセント程度にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

こうした中、国においては、観光立国を一層強力に推進するために「観光ビジョン実現プログラム2019」を決定し、訪日外国人旅行者数2020年4000万人、2030年6000万人の達成に向けて、取り組んでいるところである。

来年には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、その後も2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年の大阪・関西万博等の大規模な大会や博覧会が予定されている。中国・四国地方としても、それらの成功を願うとともに、この好機を生かし、一体となって国内外の観光客の誘致に取り組むため、以下の事項について強く要請する。

1 観光立国の推進

(1) 国際観光旅客税の地方への配分

観光は成長戦略と地方創生の大きな柱であり、訪日外国人旅行者の増加に伴う新たな行政需要や受入に向けた環境整備等について、地域の実情に応じた新しい施策の展開が必要になっている。

こうした状況を踏まえ、国際観光旅客税については、自由度の高い財源として、日本版DMOや二次交通の確保を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

(2) 日本版DMOの安定的かつ継続的な運営のための制度の創設

国において観光・ブランドづくりの核として推進している日本版DMOについて、世界水準のDMO形成と育成を図るよう、海外のDMO先進地等の調査・研究をさらに進めるとともに、日本版DMOが将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。

(3) 受入体制の強化

観光産業の国際競争力を一層高めるとともに、増加する訪日外国人旅行者に対応するため、宿泊需要の地方分散、観光人材の育成、キャッシュレス決済の導入促進等に努めること。

(4) 魅力ある観光コンテンツの充実

歴史・文化的な魅力の高い文化財、ジオパーク、国立・国定公園や農山漁村等の景観、温泉資源、伝統工芸など、地方が持つ多様な観光資源を生かした広域観光周遊ルートの形成を進めるとともに、サイクルーツリズムや農泊をはじめとした各種ツーリズム等の新たな観光開発の取組を積極的に支援すること。

2 文化を生かしたまちづくりの推進

地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観や古民家、城跡等の有形無形の文化財をはじめとする地域資源を活用したコミュニティ再生や観光・産業の振興、国際的な芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組に対する支援と合わせて、文化芸術人材の育成や雇用機会確保のための支援を更に充実、強化すること。

また、世界文化遺産や日本遺産、史跡・重要文化財など、地域固有の文化的資源を適切に保存、継承しながら継続的に活用する地域活性化の取組に対して、人材・財政の両面から一層の支援を行うこと。

3 海ごみ対策の推進

日本海、瀬戸内海及び太平洋は、各地域において固有の文化を育むとともに、美しい景観を生み出し、特色ある豊かな食材をもたらす重要な観光資源である。しかしながら、近年は海ごみにより景観や環境が悪化し、観光への影響が懸念されている。海ごみ対策を積極的に推進し、一層の観光客誘致につなげるため、国において漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールを明確化するとともに、地方自治体に経費負担が生じることがないように、海ごみ対策の実施に係る経費を全額負担すること。

令和元年8月30日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

デジタル技術の利活用による地方創生の推進について

我が国においては、高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、労働力の確保や労働生産性の向上等が喫緊の課題となっている。

一方、デジタル技術の革新は、社会や経済のあらゆる分野に変革をもたらしている。特に、2020年春の商用サービス開始が予定されている第5世代移動通信システム（5G）は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、医療、福祉、教育、地域産業など様々な分野における利活用が見込まれている。

中国・四国地方は、人口減少が進む中山間地域や離島等の条件不利地域を多く有しており、こうした地域においてこそ、5Gをはじめとする最先端のデジタル技術を活用し、様々な社会的課題の解決を図るとともに、地域産業の高度化や新たな産業の創出により、多様かつ魅力的な仕事を創り出し、若者が安心して暮らし続けられる地方創生を実現していくことが重要である。

将来にわたって都市と地方がともに発展していくためにも、地域間で偏ることなく、デジタル技術の普及を進めていかななくてはならない。

については、5G等のデジタル技術の利活用による地方創生を推進していくため、以下の事項について強く要請する。

1 5G環境等の整備促進

都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、国主導により中山間地域や離島等の条件不利地域における5G基地局や光ファイバ網等の整備を優先的に進めること。

2 5G等デジタル技術の多様な利活用促進

遠隔医療・教育、スマート農林水産業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転など、5G等のデジタル技術を活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む地方に対する省庁横断的な総合支援体制を構築するとともに、地方が行う具体的な利活用事業の実施に対して積極的に支援すること。あわせて、地方が整備する5Gの利活用に関するシステム構築及びその保守・運用に対する技術的、財政的支援を行うこと。

3 デジタル人材の育成・確保

都市と地方の人材格差が生じないように、5Gの利活用等に資するデジタル人材の地方への還流を促す仕組みや大都市のIT企業と地方の企業・大学とのマッチングの仕組みを構築するとともに、地方が実施するデジタル人材育成の取組に対する支援を充実すること。

4 サイバーセキュリティの確保

5Gサービスの開始により急増することが想定されるIoT機器を狙ったサイバー攻撃等の脅威に対抗するため、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、万全なサイバーセキュリティの確保に努めること。

令和元年8月30日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

参議院議員選挙における合区の解消について

我が国では、初めての近代的憲法である大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきた。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところである。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となった。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、去る7月21日に2度目となる合区選挙が実施され、徳島県は全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県では、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなる。また、今後、大都市部と地方部における人口偏在の拡大や一票の較差是正がさらに進めば、合区対象県は4県にとどまらず、2025年には20県程度にまで、その後もさらに拡大していく可能性がある。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

平成29年9月の最高裁判所判決は、政治的なまとまりである都道府県の意義、実体等の要素を踏まえた選挙制度を構築することを否定していない。

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和元年8月30日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

新たな消費者行政・消費者教育推進のための拠点整備について

国を挙げて取組を進めている持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けては、行政や消費者、事業者も重要な役割を担っており、「エシカル消費の普及」、「見守りネットワークの構築」、「消費者志向経営の推進」など様々な展開がなされている。

これらの推進にあたり消費者庁等においては、徳島県に設置された「消費者行政新未来創造オフィス」を核に、中国・四国、関西地域との連携のもと、実証に基づいた政策の分析・研究、全国展開を見据えたモデルプロジェクトなど、消費者行政を発展させる先駆的な取組が進められている。

こうした状況の中、高等学校等における消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施や、昨年度、広島県や徳島県で開催した「エシカル教室」の他の中国・四国地方での開催など、同オフィスは中国・四国地方における消費者行政・消費者教育の進展はもとより、全国への発信に大きく貢献している。

同オフィスについては、去る6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、「機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の**発展・創造**のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を発足させる」とされたところである。

中国・四国地方をはじめ全国の消費者行政・消費者教育の更なる進化に向け、新たな恒常的拠点には、政策の企画立案機能や調査・研究機能を備えるとともに、次の機能を実装するよう強く要請する。

- 1 東京一極集中を是正し、中国・四国地方の地方創生に資する新たな人の流れの創出に寄与するよう、機能と規模を充実させること。
- 2 誰一人取り残さない社会を目指す「SDGs」の達成など、新たな課題に取り組む消費者政策の拠点とすること。
- 3 中国・四国地方をはじめ西日本を中心に、景品表示法や特定商取引法等の執行機能を有するとともに、関係機関の適正な対応をサポートできるものとする。

令和元年8月30日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）